# 大和市職員の懲戒処分等に関する公表基準

#### 1 趣旨

公正で透明性の高い開かれた行政運営を行うとともに、職員の服務規律の確保及び不祥事の再発防止を図るため、市長が行った懲戒処分等に関する公表基準を定める。

## 2 公表の対象となる処分

次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)
- (2) 地方公務員法に基づく休職処分で、刑事事件に関し起訴された職員に対し行うもの
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓告等

#### 3 公表する内容

- (1) 公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。
  - ア 所属名
  - イ 職名
  - ウ年齢
  - 工 処分年月日
  - オ 処分の内容
  - カ事案の概要
- (2) 社会的影響の大きな犯罪(収賄、横領等)により懲戒免職となった場合は、原則として氏名も公表する。

#### 4 公表時期及び方法

公表は、原則として、処分を行った日に、記者発表資料の提供により行う。

### 5 公表の例外

捜査上の支障があると捜査機関が判断する場合、又は、被害者の人権やプライバシー に配慮する必要がある場合等は公表しないものとする。

#### 6 施行

この基準は、平成17年6月13日以降に行った処分等から適用する。